

平成20年5月30日

関係者各位

保全管理人就任のご挨拶

トスコ株式会社
保全管理人 弁護士 土岐 敦司

拝啓

平素は、トスコ株式会社に対して、格別のご厚情を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、トスコ株式会社（以下「当社」といいます。）は、本日、平成20年5月30日、東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行い、同日、東京地方裁判所から発令された保全管理命令により、当職が保全管理人に選任されましたので、その旨、ご報告とご挨拶をさせていただきます。

上記保全管理命令により、本日以降、当社の事業の経営並びに財産の管理処分に関する一切の権限は、旧経営陣に代わり、保全管理人に帰属することとなります。

関係者の皆様には多大なるご迷惑をおかけしますこととお詫び申し上げますとともに、今後、裁判所の監督下で行われます諸手続にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 会社更生手続は、破産手続のように会社を清算するものではなく、再建を図るための手続であります。従いまして、当社の営業は、従来と同じく今後も継続いたします。

しかしながら当社の営業継続のためには、お取引先様各位の協力が不可欠であり、従前と同様にお取引を継続していただきたくよろしくお願い申し上げます。

2. 保全管理人は、裁判所から選任された公正かつ中立的な機関であり、会社更生法の規定と裁判所の監督のもとに、当社の営業を継続しつつ、当社の財産を保全し、破綻に至る経緯や再建の見通しがあるか等について調査する業務を行います。その後、調査の結果を裁判所に報告し、裁判所において会社更生手続が開始されるか否かがご判断されることとなります。

当職は就任して間もなく、トスコ株式会社の実情を把握しきれてはおりませんが、今後精力的に調査を行い、早急にトスコ株式会社の実情を把握し再建できるようできる限り努力を行う所存です。

3. 東京地方裁判所より保全管理命令発令されております。

これにより、平成20年5月29日以前（同日を含む）の原因に基づき発生した債務については弁済が禁止され、原則としてお支払ができません。これらの債権については、更生手続が開始された後、立案される更生計画に基づいて弁済していくこととなりますのでご了解ください。

今後（平成20年5月30日以後）、保全管理人からの要請により行われる取引につきましては、上記弁済禁止の対象となるものではなく、従来どおりの支払い条件にてお支払いさせていただきますので、従前どおりお取引を継続していただきますよう、お願い申し上げます。

なお、1社あたりの消費税込みの債務総額が10万円以下の債務は上記弁済禁止の対象から除外されておりますので、例外的にお支払いが可能です。お支払いの時期・方法等につきましては、改めてご連絡させていただきます。

4. 保全管理命令と同時に、東京地方裁判所より、包括的禁止命令が発令されており、当社に対する強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行、留置権による競売及び国税等の滞納処分は、裁判所により一切禁止されておりますのでご了承ください。
5. トスコ株式会社旧経営陣及び本件更生手続開始申立代理人により、関係者の皆様に対し、申立に至る経緯、会社の状況をご報告し、今後の会社更生手続の概要等についてご説明するため、次のとおり債権者説明会が開催されることとなっております。関係者の皆様の交通の便に鑑み、東京及び大阪にて2回開催いたしますが、内容は同じですので、いずれかご都合の宜しい方に、ご出席賜りますよう宜しくお願い申し上げます。なお、誠に勝手ながら、会場の都合上ご出席は債権者様1社あたり2名までとさせていただきます。

東京説明会

- (1) 日時 平成20年6月5日（木）午後1時30分から
- (2) 場所 東京都千代田区神田駿河台3-6
財団法人全電通労働会館 2階ホール

大阪説明会

- (1) 日時 平成19年6月6日（金）午後2時から
- (2) 場所 大阪市城東区鳴野（しぎの）西2丁目1番21号
クレオ大阪東（大阪市立男女共同参画センター東部館）

6. 本件に関するお問い合わせは下記宛てに御願いたします。なお、本件は、会社更生手続というあまりなじみのない手続であり、一時的に、関係者の皆様から多数のお問い合わせが殺到する可能性があります。その場合には電話対応が困難となることが予想されます。従いまして、誠に勝手ながら、個別のお問い合わせにつきましては、原則として下記のファックス番号へのファックスにてお願いいたします。

住所 東京都中央区日本橋人形町1-1-10
トスコ株式会社本社内 保全管理人室
FAX 03-5641-4593

また、当社ホームページ (<http://www.tosco-net.co.jp/>) におきましても、適宜、必要な情報を開示してまいりますので、ご参照ください。

以上